

住宅向け太陽光発電設備等の
共同購入事業に関する協定書

令和 年 月 日

宮 城 県
仙 台 市
支 援 事 業 者 ● ●

住宅向け太陽光発電設備等の共同購入事業に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）及び仙台市（以下「乙」という。）と●●（以下「丙」という。）とは、太陽光発電設備の普及拡大を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、相互に協力し、太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の普及拡大を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

（1）甲、乙 住宅向け太陽光発電設備等共同購入事業に関する広報等の支援

（2）丙 別紙「住宅向け太陽光発電設備等の共同購入事業に係る仕様書」に定める太陽光発電設備等の共同購入事業の実施

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（経費負担）

第3条 前条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費の負担先は甲、乙及び丙で都度協議するものとする。

（リスク等対応）

第4条 本事業の実施に伴うリスクについては、ステークホルダー（支援事業者、施工事業者及び自治体）それぞれが過失の所在に応じて責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴い、丙と施工事業者との間、又は丙と購入希望者との間のトラブルについては、丙が適切に対処し解決しなければならない。

3 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合は、丙が適切に対処し解決しなければならない。

（損害賠償）

第5条 甲、乙及び丙は、本事業の実施に際し、責めに帰する理由により、甲、乙、丙、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第6条 甲、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

（1）甲、乙又は丙がこの協定に違反したとき。

(2) 甲、乙又は丙が事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(3) 前各号に規定するほか、甲又は乙が必要と認めるとき。

(協定の変更)

第7条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第8条 協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、事業完了が協定の有効期間を超えた場合においては、当該事業については協定に基づくものとする。

2 期間満了の1か月前までに当事者うちいずれかから書面による協定終了の申出がない場合は、本協定を翌年度末まで継続することとする。

3 前項の規定による継続は最大2回とする。

(守秘義務)

第9条 甲、乙及び丙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して処理するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 宮城県知事

乙 仙台市長

丙 (選定事業者)